

第2回岩手県環境審議会住宅宿泊事業特別部会 会議録 [要旨]

1 開催日時

令和2年2月10日(月) 10時から11時まで

2 開催場所

岩手県民会館 第4会議室 (盛岡市内丸13-1)

3 出席者

【委員(敬称略、50音順)】

生田 弘子

笹尾 俊明 (特別部会長)

【専門委員(敬称略、50音順)】

田村 泰俊

宮井 久男

【事務局(岩手県環境生活部県民くらしの安全課)】

県民くらしの安全課

総括課長 坊 良 英 樹

生活衛生担当課長 古 澤 勉

主任主査 千 葉 英 之

主任 三 河 源 喜

4 議 題

(1)住宅宿泊事業法に基づく届出状況について

資料1、資料1-2、資料1-3、資料1-4により事務局から説明)

○ 笹尾特別部会長

ただいまの説明につきまして、皆様からの質問をお受けします。よろしくお願ひします。

○ 笹尾特別部会長

私から質問よろしいですか。

資料1の4、宿泊日数はどのように理解すればよろしいでしょうか。

宿泊人数というのは、いわゆる延べ人数、そして日数というのは1人×日ということでしょうか。

○ 事務局

1人×日でございます。岩手県の宿泊者日数は1人当たり約1.5日程度ということですよ。

- 笹尾特別部会長
分かりました。

- 生田委員
届出が令和元年12月末の時点で45件ということですが、徐々に届出が増えている要因をどのように捉えていますか。岩手に関心を持って旅行する方が増えたという理解でいいのでしょうか。また、利用する方は外国の方々でしょうか、それとも日本人なのでしょうか。

- 事務局
ただいま2点御質問をいただきました。
1点目の徐々に増えている部分の要因でございますが、振興局の方にヒアリングした結果等を踏まえ、徐々に制度が周知されてきていることが挙げられます。また、インターネット等でも民泊についての情報が徐々に広まっていった影響もあると考えております。
2点目の外国人の状況についてですが、平成30年度の宿泊者数860人のうち、約230人が外国の方という状況でございます。国・地域別では、台湾、アメリカ、中国の方が上位を占めているところです。

- 生田委員
はい。ありがとうございます。

- 宮井専門委員
届出の45件のうち、制限区域内に該当していて解除の認定を受けている件数が6件とありますが、これは居住型になりますよね。それ以外の約40件の家主居住型、家主不在型の内訳を教えてください。

- 事務局
本県では、届出住宅45件のうち1件が家主不在型、その他は家主居住型となっております。

- 宮井専門委員
県内の住宅宿泊管理業者は、以前の会議では1件ということでしたが、そこから増えたのですか。

- 事務局
1件のままです。

- 田村専門委員
住宅宿泊事業の届出に関する法的性格については、最近では単なる届出ではなく、何らかの行政処分だという考え方も指摘されています。岩手県としてどう捉えるのかという点、そして今後の動向については押さえておかれた方がよろしいだろうと思います。

○ 宮井専門委員

苦情関係の実績について、前回会議のときには騒音が1件あったわけです。苦情そのものをどう把握するのかという点が難しいと思うのですが、これら生活環境の問題を部会で議論する際に実態をどう把握するのが非常に難しいと感じています。

まずは実際にどういう苦情があるのか、そして、どういう風に実態を把握する必要があるのか。その辺の考えをお聞かせください。

○ 事務局

今回、特別部会で御審議いただくに当たって、実際の執行機関である振興局に確認をいたしました。届出状況、事務の状況はもとより、苦情の状況についても全ての振興局からヒアリング項目として確認をしました。その結果、すべての振興局から苦情等は寄せられていないということでしたので、今回は資料の方には掲載しなかったものでございます。

宮井委員から御指摘がありました昨年度の騒音苦情1件については、その後も振興局に確認をしておりまして、管轄の振興局にて適切に指導をし、その後は苦情が寄せられなくなったというところでございます。

○ 宮井専門委員

ヒアリングのやり方としては、口頭で聞いたということですか。

○ 事務局

当課において、振興局に確認をしたものです。

○ 宮井専門委員

苦情については、振興局に来ているものをもって確認はできている、ということですか。

○ 事務局

そうです。

○ 事務局

補足して説明いたします。

前回、騒音苦情が1件あるということで報告をしましたが、その原因者というのは、民泊の届出をする前から人の出入りが多く、また、周辺住民から苦情を言われがちな方だったようです。その方が民泊の届出をして民泊事業者になりましたが、民泊をやる前から苦情は寄せられている状況だったのですけれども、今回は正式な事業者という形になったことで、振興局できちんと指導をし、その結果として改善された、ということです。

つまり、民泊事業を始めたから苦情が寄せられたのではなく、もともと苦情がある家で、むしろ民泊事業という整理になったことで振興局が指導することができ、結果改善されたというものです。よって、民泊事業が始まってからの苦情というものは無い、という整理となっております。

○ 宮井専門委員

特に、制限区域の場合、例えば、学校等に状況をお聞きするとか、そういうことはしないのですか。要するに苦情に対する説明とかは、家主さんがやっているのです。そこからこちら側、部会の我々には伝わってこない。それは報告義務がないから、我々委員も掴みきれない訳です。

少なくとも制限区域における制限解除の認定を受けた場合には、状況を聞くなどして、この部会で議論するという前提に立つ場合には状況を聞いてみるのもどうかな、と思ったところです。

あまり情報が無いようだ、ここで議論をする材料がないと思うのですが、どうでしょうか。

要するに、振興局に苦情が無いから苦情はない、という整理をして、そう判断していいのか、ということ。苦情は来ていない、ということなのであれば、苦情があったとしても家主さんの方で対応しているのかもしれないし、であれば理解はできますが。

○ 事務局

制限区域内の事業者は、制限区域における制限解除の認定を受けようとするのであれば、周辺に事業実施について説明する必要があります。

その際、例えば学校の方から、こういう点には気を付けてくださいということが多分言われると思いますので、事業者として意識する必要があります。それから、もちろん、制限区域内で営業することによって振興局の方に届出があれば、振興局としても、2年に1回程度、苦情があった場合など、立入検査をして生活環境の保持を担保する形です。

今は件数がそう多くないのですが、今後件数が増えてきて、確認数が多くなってきた場合、新たな課題になってくるだろう、という認識でおります。

○ 事務局

手続きの面で言いますと、学校の周辺であればその周辺、住居専用地域等であれば近隣の住民に対して民泊営業をやりますという説明を紙で行うことが要件となっております。また、この解除認定は1年に1回更新しなければいけない制度となっております。その際に、県の連絡先も一緒に渡すように事業者へ指導しております。現時点では大きな問題も起きておりませんので、まずはそのような形で運用を続けていければと考えております。

○ 宮井専門委員

事業を廃止した方々の理由について、なにか把握をされているものがあれば教えてください。

○ 事務局

廃止は8件となっております。

理由については、全てを把握しているわけではありませんが、残念ながらお亡くなりになった方、また、思ったよりお客さんが来なかったため廃止したという方もおります。

○ 田村専門委員

次年度以降で結構ですが、今は苦情がない、あるいは少ないから良いですが。

苦情と言っても2タイプあると思います。先ほどから出ているように、周辺の住民の方や学校など

が1つ、それからもう1つ利用した人からの苦情です。

ですから、御報告いただくときにはどのタイプなのかを分けて最初から苦情内容を把握していただく、先生方にも色々と検討いただきやすくなるだろうと思います。

もし苦情がでた場合には、そういう区分で報告いただきたいと思います。

○ 事務局

分かりました。

○ 笹尾特別部会長

それでは、色々に関連していそうですので、次の議題2に移りたいと思います。

議題2は、住宅宿泊事業法施行条例に基づく実施制限に係る解除の認定状況についてです。事務局の方から説明をお願いします。

(2)住宅宿泊事業法施行条例に基づく実施制限に係る解除の認定状況について

(資料2により事務局から説明)

○ 笹尾特別部会長

はい。ありがとうございました。

それでは、質問等がありましたら引き続きお願いいたします。

○ 宮井専門委員

事業廃止の8件の中に、前回は学校周辺が1件ありましたが、それは廃止ですか。

○ 事務局

廃止となりました。

○ 宮井専門委員

制限区域は、学校等から半径何メートルでしたでしょうか。

○ 事務局

敷地から100メートルと定めております。

○ 田村専門委員

敷地で定めているのであれば結構ですね。

岩手県に出てくる可能性があるかは分かりませんが、大都市ですと、大きなビルの中に保育園があったりします。すると、100メートルをどこから測るのかで揉める可能性があるんです。ただ、岩手県では敷地という風に基準をはっきりしておられるので、一向に問題ないと思います。

- 笹尾特別部会長
同様の条例というのは、周辺他県でどのような状況なのか事務局で情報をお持ちですか。
- 事務局
東北六県の状況をまとめた資料がございますので、今お配りして説明させていただきます。
- 事務局
ただいま、一枚ものの資料を追加でお配りいたしました。近隣の東北各県及び仙台市について、条例の概要を掲載させていただいております。
県で見ますと、本県のように制限をかける条例を制定しているのが、山形県、福島県です。山形県、福島県では、いずれも学校及び児童福祉施設の敷地から 100 メートル以内としており、本県と同じでございます。一方、住居専用地域については、両県ともに第一種低層住居専用地域を制限しておりますが、本県ではすべての住居専用地域を制限しています。制限期間は、いずれも本県と同様に平日となっております。
それから、仙台市については、本県の住居専用地域の考え方と同じくすべての住居専用地域を制限区域としており、制限期間は平日となっております。
制限解除の手続きに関しては、山形県においてのみ条例を制定しており、制限の更新、認定期間も 1 年間となっております。
所管する部局は、このように、環境衛生部局と観光部局のいずれか、若しくは共管ということになっております。以上です。
- 田村専門委員
所管部局は、国も観光庁と厚生労働省の共管になっているので、おそらく仙台市はそれに合わせる形で共管という風に整理されたのだと思います。
- 事務局
そもそも民泊条例そのものが無い県もありまして、青森、宮城、秋田には本県のような民泊条例自体がございません。これと届出件数が少しは連動するのか、つまり、条例が無いから届出しやすくなり、届出件数が多いのかということ、結果はそうでもなく、さほど相関関係は見受けられません。
- 笹尾特別部会長
田村委員がお詳しいのかもしれないのですが、制限解除の手続きを定めないという自治体は、首都圏だと割と多いのでしょうか。
- 田村専門委員
本日資料を持ち合わせておりませんが、いずれ条例の内容によると思います。
住宅宿泊事業法を受けた条例の形というのは、大きく 2 タイプあって、1 つは積極的な形、先程お話をあったとおり、中央省庁も共管になっていまして、どちらかということ観光庁はインバウンドの方々を泊めたいということであろうと想像されます。一方、厚生労働省は、昔からの旅館業法の考え

を引き継いでおりますので、やはり最低限の清潔さであったり、そういう点でいうと若干規制寄りの立場に軸足がいくことはあろうかと考えます。

いずれ、各県・政令市がどちらに軸足を置くかという判断になります。一般論としてどうか、ということよりも、施行条例との関係で決まるのだらうと思います。

あと、これは想像となってしまいますが、おそらく宮城県が条例を制定していないのは、仙台市に宿泊する方が圧倒的に多いのだと思われます。首都圏もそうですが東京都よりは23区の方がやはり宿泊する方が多い。同じ保健所設置自治体とはいえ、おそらく宮城県は仙台市を除いた部分になりますし、東京都だと23区を除いた部分ということになって、そこでやっぱり規模感も含めた考え方の違いが出ている可能性があります。

これは、地方分権の時代ですので、それぞれの自治体がどういう考え方で民泊に臨んでいるかということだらうと思います。

○ 宮井専門委員

観光客がどの程度なのか、観光客の分野がどういう分野なのか。

あと宿泊施設がその地域に、どうなってるのかなど。様々な情報がないと、ちょっと分析のしようがないというのがありますね。

○ 生田委員

所管部局が、岩手県の場合ですと環境生活部となっておりますけれども。

観光という観点から言えば、観光部局との共管というのはいり得ないのですか。

○ 事務局

本県の整理とすると、所管は環境生活部となっておりますが、昨年度、条例・規則を制定する際には、商工労働観光部の意見も確認しており、観光振興にも配慮するという部分で、制限解除の手続きを制定した経緯がございます。所管部局ではないですけれども、関係部局として商工労働観光部とも連携しています。

○ 宮井専門委員

私は他の委員会でも、以前から岩手県でも観光部局を作りなさいと主張してきました。グリーンツーリズムや民泊などを一括して担当する部局ですね。しかし、岩手県は分断されているのです。

国の方はそれで観光庁という組織を作ったのですが、いずれ、観光に関することはそこで全部担当の方が良いと私は思っています。

○ 笹尾特別部会長

ほかにかがででしょうか。

○ 宮井専門委員

事業者の方々から、こういう制限などに対する意見とかは把握されていますか。また、希望や要望も含めてですが。

○ 事務局

今回は、事業者と直接関わりを持つ振興局からのヒアリングを実施いたしました。

また、条例が施行される前には、私自身も制限区域内の事業者を回って直接意見をお聞きしたのですが、制度が定まるのであればやむを得ないという意見もありましたし、また、一部の事業者からはこのような制限を設けるのは観光振興の面からはいかがなものか、という意見もございました。

岩手県としては、観光振興の面にも配慮して、制限区域であっても手続きをすれば解除して、法律の上限 180 日まで営業できる制度になったことを説明し、御理解いただいたところです。

○ 事務局

あとはやはり農泊、グリーンツーリズムとかをやられている方々が、民泊営業も始めていきたいとなった時に、このような届出が必要だということを初めて知ることになる訳です。その際の手続きについて、煩雑だといったような形で問い合わせを受けることがあります。

そうした場合には、制度の趣旨ですとか、手続きの内容をしっかりと説明していく必要があると思っています。

○ 事務局

振興局が手続きの窓口になってるのですけれども、相談件数はそれなりにございます。やはり行政手続きですので、行政書士の方であれば別ですが、個人の方が手続きをするとすると、二の足を踏んでしまうということもあるのかなと感じてはおります。

それに対しまして、県では手引書を作成・配布しており、かなり親切に細かく書いてあります。窓口での意見等を聞きつつ、更にわかり易い手引書に改善していこうと考えています。

○ 田村専門委員

最近の有力な見解だと、届出とはいえ、何らかの規制を伴うじゃないか、という点ですね。岩手県の条例だと制限解除の規定を持っている訳ですが、そういうことになると、制限解除自体が、場合によっては許可に近い状況になってきます。つまり、県の行政手続き条例の第 2 章の適用が出てくる可能性がある訳です。第 2 章の適用ということになってくると、手続き条例の第 5 条で審査基準の設定という規定がありますから、どういうときに制限解除ができるのかっていう基準を設定しておく必要性が出てくることになります。

この行政手続きの要件を満たしていないということになると、何らかのときに問題になりますので、そのあたりの法的な性格をまず検討した上で、特に制限解除の場合、ある程度許可性を有するということになりますと、なるべく早めに基準設定をしておく必要性があらうかと思います。

○ 事務局

御意見の部分は、要綱という形で定めており、ホームページでも公開しています。振興局に相談があればそれを見せて説明しております。その要綱を審査基準とし、それに適合していれば解除を認めるという形で運用しております。

○ 田村専門委員

そうであれば、要綱のこの規定がまさに手続き条例第5条でいうところの審査基準なのだという位置付けをはっきりさせておくことが大事です。基準はどういう形で、それが要綱なのか、基準という形で出すのかっていうのは問いませんので。いずれ、条例上の第5条に定める審査基準ですとはっきり説明できる、説明することが必要かと思います。

○ 事務局

参考までにデータの的なことを申し上げますと、先ほど農泊をやられている方が民泊営業も行いたいということで問い合わせがある、と説明しましたが。件数的にいけますと、民泊の届出45件のうち17件がいわゆる農泊もやっているという形となります。従って40%弱の方がいわゆる農泊をやり、民泊の方も届けているという形でございます。

ですから、届出のハードルが高いというよりも、我々の方でわかりやすく説明をしながら、民泊の届出をしたいというのであれば、実際に既にきちんと届出もされている農泊の方々も多くいらっしゃいますので、手続きがスムーズにいくような形にしていく必要があるのかと考えてます。

○ 笹尾特別部会長

はい。ほかによろしいでしょうか。

○ 笹尾特別部会長

それでは、議題のその他に移りますけれども、事務局から何かありますか。

○ 宮井専門委員

公表の問題なのですが、観光庁は先ほどのように届け出数や人数、宿泊日数を出しています。

県の方では、そういうのを出していませんよね。

観光庁のホームページを見れば全体のは分かるのですが、県としての細かい数値の公表はしないのでしょうか。せっかく色々届出なども出ていますので、実績ですね、定期報告の実績を公表した方がいいと考えます。公表して差し障りがあるものでもないです。

○ 事務局

結局は観光庁で詳細な区分についても公表しておりますので。

その中で、岩手県のところを見てください、というスタンスだと親切さに欠けるのも御指摘のとおりかと思います。

○ 宮井専門委員

観光庁の公表は大変分かりにくいのですよ。

県として、宿泊日数、宿泊者数、延べ宿泊者数、国籍別の情報、この4つを公表した方が良いと思います。

- 事務局
その点については、前向きに検討したいと思っております。
観光庁において既に出ている数値ですので、それを岩手県についてクローズアップして公表するかどうかということかと思っております。分かりました。
- 田村専門委員
違法民泊の問題は出ていますか。岩手県ではどうですか。
- 事務局
先日振興局にヒアリングをしまして、幸いなことに、違法民泊は無いということです。
- 田村専門委員
公表で言いますと、なければ幸いなことですけれども。
もしも違法民泊が出たということになりますと、消費者保護の観点からそれをどう公表するかという法的な点を検討しておかれることが重要です。
そのときに大切なのは、消費者・利用者への情報提供という考え方を取るようになるかと思いません。
- 事務局
はい。
- 笹尾特別部会長
ほかにいかがでしょうか。
それでは、議題はすべて終わりました。以後の進行は事務局にお戻ししたいと思います。
ありがとうございました。
- 事務局
御審議ありがとうございました。
次回の特別部会については、来年度、今回と同じ時期に開催したいと考えておりますので、あらかじめ御案内いたします。
それでは、以上をもちまして特別部会を終了させていただきます。
ありがとうございました。